

## 第1編 計画策定の基本的な考え方

---

### 第1 策定の趣旨

長野県は、平成20年（2008年）に、平成24年度（2012年度）を目標年度とする、長野県教育振興基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

また、平成25年（2013年）には、教育を取り巻く環境変化や第1次計画の成果と課題を踏まえ、新たな本県の教育政策の方向性を示した、平成29年度（2017年度）を目標年度とする第2次長野県教育振興基本計画（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

平成29年度末の第2次計画の期間満了を控え、第2次計画の成果と課題を検証し、来るべき未来（概ね2030年）の教育像を見据えた上で、改めて本県の教育政策の方向性を示すため、ここに、第3次長野県教育振興基本計画（以下「第3次計画」という。）を策定します。

### 第2 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項\*の規定に基づき長野県が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3\*の規定に基づき長野県知事が定める、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けています。

また、本計画は「しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）」に対応する教育分野の個別計画としての性格を有しています。

### 第3 計画の期間

本計画は、「しあわせ信州創造プラン2.0」の計画期間（2018年度～2022年度）を踏まえ、2018年度を初年度とし、2022年度を目標年度とする5年間の計画とします。

---

※ 文章中の\*印のある用語は、巻末（119ページ以降）に解説を掲載しています。